

1号認定

※町記入欄

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

	歳児	新規・継続・変更
--	----	----------

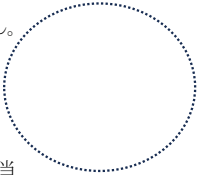
(宛先)平群町長

令和 年 月 日

受付

(誓約及び同意書)

- 申請書類の内容が実態と異なる場合は、教育・保育給付認定又は保育園等の利用の決定を取り消されても異議ありません。
- 町が、教育・保育認定や保育料等の算定に必要な世帯情報、市町村民税額及び特別児童扶養手当受給状況等の情報(同一世帯を含む)を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
- 町は、申請書類の記載内容について確認する必要がある場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
- 保育料等を滞納した場合は、児童手当法第21条及び第22条の規定に基づき、私又は私の配偶者が支給を受ける児童手当より支払いに充てる旨を申し出るとともに、その他いかなる措置を講じられても異議を申し立てません。
- 町は、新規認定申請が集中するなど審査に時間を要する場合は、認定の結果は利用開始までに通知いたします。



以上の各事項について誓約し、及び同意のうえ、次のとおり教育・保育給付認定申請及び施設利用申込します。

保護者 (同居の主たる 生計維持者)	現住所	平群町	電話番号 (優先的に使う連絡 先に☑を記入して ください。)	☐ 自宅	
	氏名			☐ 父携帯	
				☐ 母携帯	

施設利用を希望する期間 (認定変更の際は変更を希望する期間)		令和 年 月 日 から ☐ 就学前まで ☐ 令和 年 月 日 まで
利用希望施設 (継続・変更の際は 利用中施設)	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	

	児童との 続柄	氏名	性別	生年月日	勤務先/通学先等	
申請 児童	本人	(フリガナ)	男 女	R 年 月 日		
(父・ 母及び同居の 世帯員 の全員)	父	(フリガナ)	☐ 同居 ☐ 別居	男 女	T S H 年 月 日	
	母	(フリガナ)	☐ 同居 ☐ 別居	男 女	T S H 年 月 日	
		(フリガナ)		男 女	T S H R 年 月 日	
		(フリガナ)		男 女	T S H R 年 月 日	
		(フリガナ)		男 女	T S H R 年 月 日	
		(フリガナ)		男 女	T S H R 年 月 日	
		(フリガナ)		男 女	T S H R 年 月 日	
		(フリガナ)		男 女	T S H R 年 月 日	
		(フリガナ)		男 女	T S H R 年 月 日	

教育・保育給付 認定希望区分	☒ 教育を希望 幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方
-------------------	--

<裏面へ>

■令和8年1月1日時点、令和9年1月1日時点で平群町に住民票がない場合(保護者(父・母)のみ記入)

児童との 続柄	氏名	住所		個人番号(12桁)
		令和8年1月1日時点		
		令和9年1月1日時点		
		令和8年1月1日時点		
		令和9年1月1日時点		

■別居の保護者(父・母)及びきょうだいがいる場合

児童との 続柄	氏名	性別	生年月日	住所	個人番号(12桁)
		男	T S H R		
		女	年 月 日		
		男	T S H R		
		女	年 月 日		
		男	T S H R		
		女	年 月 日		

※別居のきょうだいがいる場合は生計を一にしていることがわかる書類を添付してください。

■副食費の減免に関わる事項について(☑のないものについては非該当として扱います。)

ひとり親世帯の該当有無	☐ 非該当 ☐ 該当
生活保護受給の該当有無	☐ 非該当 ☐ 該当(年 月 日から保護開始)
在宅障害者の該当有無 ※同一世帯	☐ 非該当 ☐ 該当 ☐ 特別児童扶養手当を受給している(氏名 ※以下の場合書類(写し)を添付 ☐ 身体障害者手帳 (氏名 ☐ 療育手帳 (氏名 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (氏名 ☐ 障害基礎年金等受給がわかるもの(氏名
里親家庭・ファミリーホームでの 養育該当有無	☐ 非該当 ☐ 該当
中国残留邦人等支援給付の該当有無	☐ 非該当 ☐ 該当(年 月 日から)

■副食費の徴収減免制度、多子減免制度について

以下の世帯の児童は、副食費の徴収免除となります。

- ・生活保護世帯
- ・市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯の子ども
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

第3子以降の考え方

同一世帯から2人以上のお子さんが満3歳から小学校3年生までの範囲内で、下記施設に入所又は利用している場合には、第3子目以降は無料となります。

小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している児童

※認可外保育施設は対象外